

○中能登町空き家等解体支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第41号

改正 平成29年3月24日告示第23号

令和4年1月25日告示第21号

令和4年3月8日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、不動産の流動化を促進し、もって定住人口の拡大を図るため、一戸建て住宅を新築し入居することを目的に、空き家等を解体及び処分（以下「解体等」という。）した者に対して、予算の範囲内において中能登町空き家等支援解体補助金を交付することについて、中能登町補助金等交付規則（平成17年中能登町規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、空き家等とは、中能登町空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成28年中能登町条例第9号）第2条第1号に規定する空き家等をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす空き家等とする。

- (1) 中能登町空き家等情報発信事業（以下「空き家バンク」という。）において売買契約の成立した空き家等
- (2) 当該一戸建て住宅の新築に係る土地に存在した空き家等

(補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者は、一戸建て住宅を新築し入居することを目的に、空き家等を解体等する者とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条に規定する補助金の対象となる空き家等の購入者
- (2) 解体等した後3年以内に一戸建て住宅を新築し入居する者
- (3) 中能登町定住促進奨励金の交付決定者
- (4) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(5) 遵守すべき関係法令等に違反していない者

(補助金の対象除外者)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象者とならない。

(1) 3親等内の親族間において、空き家等に係る売買契約を締結した者

(2) 中能登町定住促進条例（平成23年中能登町条例第5号）第2条第3号、第4号及び第6号に該当するとして、奨励金の交付を受けた者

(3) 中能登町空き家等改修支援補助金交付要綱（平成28年中能登町告示第42号）に規定する補助金の交付を受けた者

(4) 中能登町空き家等情報発信事業要綱（平成21年中能登町告示第33号）第10条第1号に規定する中能登町空き家等情報登録促進奨励金の交付を受けた者

(5) その他町長が適当でないと認めた者

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を全て満たす解体等に要する経費とする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者が施工する解体等に要する経費

(2) 国若しくは県の補助事業又は町の他の補助若しくは助成等の対象外の経費

(3) 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象外の経費

(4) 町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、中能登町定住促進奨励金の交付決定後3ヵ月以内に、中能登町空き家等解体支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び中能登町空き家等解体支援補助金請求書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければ

ならない。

- (1) 空き家バンクにおける売買契約書の写し
 - (2) 解体等に要した費用を明らかにできる書類の写し（工事請負契約書、領収書、又はこれに準ずるものの写し）
 - (3) 中能登町定住促進奨励金の交付決定通知書の写し
 - (4) 解体等した空き家等の全体が写った外観写真
 - (5) その他、町長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査して、その適否を中能登町空き家等解体支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとし、要件に適合していると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により交付を受けたことが明らかになった場合又はこの要綱に定める交付要件を欠くに至ったときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第23号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月25日告示第21号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。